

第3次佐川町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5年度 ～ 令和12年度

令和5年3月

高知県佐川町

目 次

第1章 基本的事項	2
1 計画策定の背景	2
2 目的	3
3 計画期間	3
4 対象範囲	3
5 対象とする温室効果ガス	3
第2章 温室効果ガスの排出状況	4
第3章 温室効果ガスの排出削減目標	7
第4章 目標達成に向けた具体的な取り組み	8
1 職員一人ひとりが実践する省エネ行動の実践	8
2 再生可能エネルギーの積極的導入	10
3 施設整備の改善	10
4 グリーン購入等の推進	10
第5章 計画の推進体制及び点検体制	11
1 推進・点検体制	11
2 実施状況の点検・評価	11
3 改善に向けての見直し	12
4 実施状況の公表	12
5 推進・点検に関するPDCA サイクル	12

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国においては、1998年（平成10年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められたほか、すべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられました。

さらに、2020年（令和2年）10月、政府は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年（令和3年）5月には、改正地球温暖化対策推進法が成立し、法の基本理念に「2050年脱炭素社会の実現」が位置づけられました。

また、2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中間目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが掲げられました。

上記の背景を踏まえて、「第3次佐川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）では、職員一人ひとりが実践する省エネ行動の徹底や再生可能エネルギーの積極的導入を図るなど、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進していきます。

2 目的

本計画は、法第21条第1項に基づき、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギーなどの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

3 計画期間

本計画は、2023 年度（令和 5 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）末までを計画期間とします。基準年度については、実績として把握可能な直近の 2021 年度（令和 3 年度）とします。

なお、計画内容については、中間年となる 2026 年度（令和 8 年度）に見直すことを基本としますが、本計画の実施状況や技術の進捗、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 対象範囲

本計画の対象範囲は、本町が行う全ての事務及び事業とします。また、指定管理制度により管理する施設についても含めるものとします。

5 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素のみとします。

第2章 温室効果ガスの排出状況

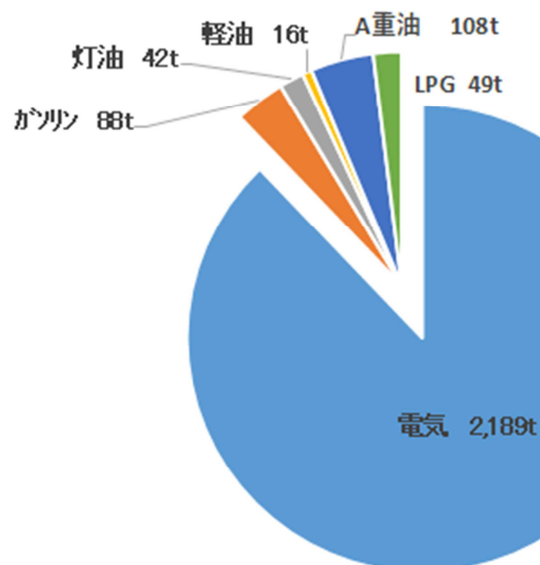
佐川町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である2021年度（令和3年度）が2,492.2t-CO₂となっています。

エネルギー種別の排出量は、電気が2,189.0t-CO₂と全体の87.8%を占め、次いでA重油108.4t-CO₂（4.8%）、ガソリン87.6t-CO₂（3.5%）、LPG48.6t-CO₂（1.9%）となっています。

このことから、温室効果ガス排出量は、電力使用による温室効果ガス排出量に大きく左右されることがわかります。

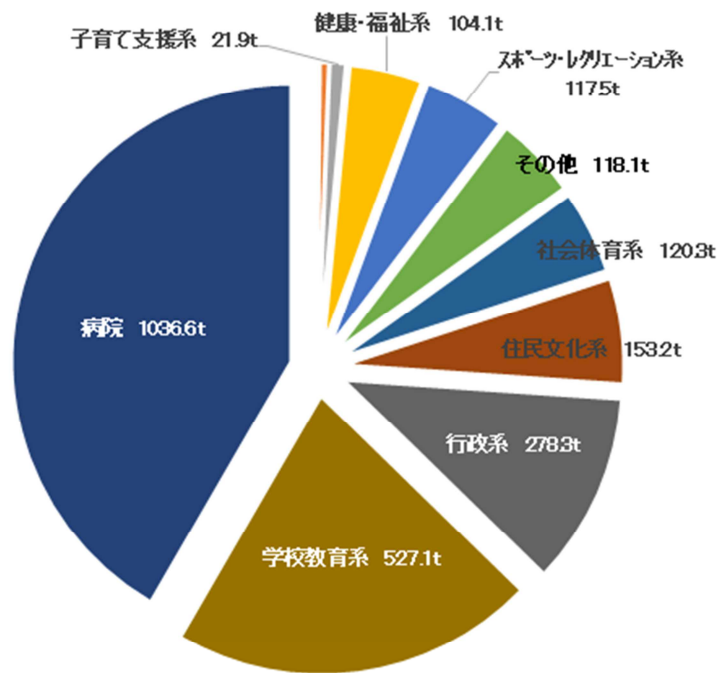
なお、A重油による排出量が高い要因は、給食センターにおける調理での使用、桜座での空調への使用によるものです。

項目		使用量	排出係数	排出量 (t-CO ₂)	割合
電気使用量 (kWh)		3,813,662	0.574	2189.0	87.8
燃料 使用 量	ガソリン (ℓ)	37,769	2.32	87.6	3.5
	灯油 (ℓ)	17,033	2.49	42.4	1.7
	軽油 (ℓ)	6,255	2.58	16.1	0.6
	A重油 (ℓ)	40,000	2.71	108.4	4.3
	LPG (kg)	16,193	3.00	48.6	1.9
計				2492.2	100.0



エネルギー種別温室効果ガス排出量(t-CO₂)

また、施設分類別に見てみると、病院施設が 1,036.6t-CO₂ と 41.6%を占め、次いで学校教育系施設 527.1t-CO₂ (21.2%)、行政系施設 278.1t-CO₂ (11.2%) となっており、この 3 つの施設で全体の 70%の温室効果ガスを排出していることがわかります。



施設分類別温室効果ガス排出量(t-CO₂)

主要な施設における温室効果ガス排出量(t-CO₂)

施設名	電気使用量(kWh)	燃料使用量					CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
		ガソリン(ℓ)	軽油(ℓ)	灯油(ℓ)	A重油(ℓ)	LPG(kg)	
役場庁舎	375.879	21.558	2.708	0	0	0	272.8
佐川文庫庫舎	7.764	0	0	0	0	0	4.5
ふれあいの里尾川	7.002	160	0	0	0	1,303	8.3
名教館	8.770	0	0	0	0	0	5.0
集落活動センターくろいわ	16.808	183	0	0	0	161	10.6
集落活動センター加茂の里	14.087	31	0	0	0	155	8.6
さかわ発明ラボ	11.173	0	0	0	0	0	6.4
とかの集落活動センターあおぞら	11.174	148	0	0	0	183	7.3
佐川町地場産センター	15.266	0	0	0	0	50	8.9
健康福祉センターかわせみ	167.328	2,399	0	0	0	832	104.1
永野保育所	13.853	204	0	600	0	571	11.6
黒岩中央保育所	14.442	141	0	0	0	561	10.3
佐川小学校	123.452	10	0	0	0	137	71.3
斗賀野小学校	83.783	5	86	22	0	261	49.2
尾川小学校		0	40	142	0	26	0.5
黒岩小学校	61.829	0	73	0	0	34	35.8
佐川中学校	140.850	640	0	27	0	161	82.9
尾川中学校	69.172	224	0	81	0	6	40.4
佐川町総合文化センター	93.376	1,446	51	0	0	83	57.3
佐川町立青山文庫	19.763	0	0	0	0	0	11.3
佐川町教育集会所	8.883	0	0	0	0	0	5.1
佐川町立図書館	15.193	56	0	0	0	0	8.9
佐川町民フール・テニスコート	162.447	0	0	0	0	3,077	102.5
佐川地質館	80.516	86	0	10,350	0	0	72.2
佐川町立桜座	138.873	0	0	0	8,000	2	101.4
給食センター	142.169	281	2,488	0	32,000	2,252	182.2
佐川町ふれあいセンター遊学館	13.834	108	0	56	0	15	8.4
牧野富太郎ふるさと館	6.316	0	0	0	0	0	3.6
高北国民健康保険病院	1,647.199	1,933	123	83	0	62	950.7
デイサービスセンターさくら荘	27.693	3,818	0	36	0	5,100	40.1
デイサービスセンター斗賀野荘	39.947	3,621	0	4,909	0	724	45.7

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

役場庁舎等においては、既に省エネに対する取り組みを進めているため、温室効果ガスの排出量を大幅に削減することは容易なことではありませんが、2021年（令和3年）10月に閣議決定された地球温暖化対策計画に掲げる中間目標における温室効果ガス排出量の削減目標は、2030年度（令和12年度）に46%削減（2013年度（平成25年度）比）とするとされています。

そこで本計画では、さらなる省エネ行動の徹底及び再生可能エネルギーの積極導入等を実行することにより、国の掲げる目標に合わせ2030年度（令和12年度）までに、国と同等の46%の温室効果ガスを削減することを目標とします。

これまでの計画と比較し非常に高い削減目標となりますが、第4章に定める「目標達成に向けた具体的な取り組み」の推進により目標達成を目指します。

区分	基準年度CO ₂ 排出量 令和3年度	削減目標	目標年度CO ₂ 排出量 令和12年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	2, 4 9 2 t - CO ₂	4 6 %	1, 3 4 6 t - CO ₂

第4章 目標達成に向けた具体的な取り組み

本計画では下記に示す「電力使用量や燃料使用量の削減など職員一人ひとりが実践する省エネ行動の徹底」、「太陽光発電等再生可能エネルギーの積極的導入」、「施設整備の改善」、「グリーン購入等の推進」の4つの方針を立て、温室効果ガスの削減に全庁一丸となって取り組みます。

1 職員一人ひとりが実践する省エネ行動の徹底

2 再生可能エネルギーの積極導入

3 施設整備の改善

4 グリーン購入等の推進

1 職員一人ひとりが実践する省エネ行動の実践

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、職員一人ひとりが省エネに心がけた行動を意識し、日々の業務において実践します。

項目		具体的な取り組み	
電気使用量の削減	照明	①	始業前、昼休み及び残業時間等、業務に支障のない範囲で不要な照明を消します。
		②	照明の更新の際は、省エネタイプの機器（例：使用頻度の低い場所には、人感センサー付きLED電球の導入）を検討します。
		③	使用していない会議室、トイレ等は消灯します。
		④	LED電球等の省エネ照明へ切り替えを進めます。
	電気機器等	①	昼休み等は、使用していないパソコンやOA機器等を切ります。
		②	コピー機等の事務用機器は、節電・待機モードに切り替わるよう設定します。
		③	使用しない電気機器等の電源プラグを抜きます。
	冷暖房・空調機器	①	空調は運転時間や適正な設定温度を心がけます。
		②	使用していないエリア、部屋等の空調の電源を切ります。
		③	ブラインド等を適切に使用し、冷暖房の負荷軽減を図ります。
		④	クールビズ、ウォームビズの推進により、事務室内の適正温度を保ちます。
	業務の効率化・労働時間の短縮	①	デジタル技術の活用により、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、作業等の自動化・効率化を進め、さらなる省資源化・省エネ化を進めます。
		②	事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図ります。
燃料使用量の削減	公用車使用の合理化	①	公用車の効率的な利用の努めます。
		②	近距離移動は、徒歩や自転車を積極的に活用します。
		③	業務上可能な場合は、相乗りを励行します。
	エコドライブの徹底	①	経済走行に努め、急発進、急加速を自粛します。
		②	タイヤの空気圧を適正に保つなど、車両の整備点検の励行に努めます。
資源の有効活用	ペーパーレス化の推進	①	会議等で使用する資料の簡素化を図ります。
		②	会議等では、プロジェクターやタブレット等を活用し、ペーパー資料の削減を図ります。
		③	庁内の情報共有には、電子メール等を活用しペーパーレス化を推進します。
		④	両面印刷、集約印刷を徹底します。
		⑤	ミスコピー紙等の裏面利用等の再利用を徹底します。
	ごみの削減化、リサイクルの推進	①	ごみの発生抑制、分別の徹底を図ります。
		②	物品等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。
		③	物品等の調達にあたっては、ワンウェイ製品の調達を抑制し、リユース可能な製品を積極的に調達します。
		④	各職場で不要になった物品等の再使用に努めます。
	水道	①	日頃より、節水に努めます。

2 再生可能エネルギーの積極的導入

2013年（平成25年）比46%の温室効果ガスを削減するためには、公共施設におけるハード面の改善が必要不可欠となります。

そこで、本計画期間中に、町の公共施設における創エネ・省エネのポテンシャル調査等を実施し、2050年度（令和32年）年度までのカーボンニュートラル実現に向け、効果的な再生可能エネルギーの導入を検討します。

3 施設整備の改善

施設の新築・改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、省エネ性能の高い施設設備を整備し、適切な管理に努めます。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、将来的に継続して使用する公共施設については、施設の長寿命化とあわせて、省エネ性能の高い設備への更新及び維持管理を適切に実行します。

さらに、施設周辺には、可能な限り緑地の設置や植栽を行い、グリーン化を図ります。

4 グリーン購入等の推進

項目		具体的な取り組み	
グリーン購入等の推進	環境に配慮した物品調達	①	紙類については、環境負荷の低減に配慮した再生紙を選択する。
		②	文具類、機器類等については、環境負荷の低減に配慮した商品（再生プラスチック・間伐材・古紙等の再生材料から作られているものなど）を選択します。
		③	OA機器、家電製品、照明等については、省エネ対応の商品を選択します。
		④	公用車の更新にあたっては、低公害車・低燃費車・グリーンエネルギー自動車の導入を図ります。
		⑤	公共工事については、再生材料を使用した資材や環境に配慮した建設機械の使用を進める。
	長期使用、再利用の徹底	①	備品、事務用品等の長期使用を図ります。

第5章 計画の推進体制及び点検体制

本計画の実行性を高めるためには、職員一人ひとりが事務・事業を執行するのに当たり、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネルギー・省資源など環境に配慮した取り組みをいかに実践できるかがポイントとなります。

このため、本計画は、以下の一連の流れを繰り返し行う「PDCAサイクル」の考え方に基つき、継続的な改善を図りながら目標達成に向けた取り組みを推進します。

- ① 本計画の目標立て、推進・維持体制と基本的な取り組み内容等の作成（Plan）
- ② 目標達成に向けて日常的な取り組みの推進（Do）
- ③ その取り組み状況の点検・評価・報告（Check）
- ④ 達成状況の確認、更なる取り組み推進のための検討、見直し（Action）

1 推進・点検体制

（1）庁議

本計画の総合的な進行管理、評価、見直しを行います。

（2）温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）

- ・ 本計画の実行性を確保するため、各課・局に推進責任者を置きます。
- ・ 推進責任者は、各課・局の長をもって充て、所属の実施状況を管理、監督します。

（3）温暖化対策推進員（各所属課・局長が指名する者、以下「推進員」という。）

- ・ 本計画を円滑に推進するため、各課・局に1名以上の推進員を置くものとします。
- ・ 推進員は、各課・局における温暖化防止対策の実施状況について点検し、調査票に記入し推進責任者に提出します。

（4）温暖化対策担当部署（以下「担当部署」という。）

- ・ 担当部署は町民課とします。
- ・ 担当部署は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、目標達成に向けた総合的な進行管理を行います。

2 実施状況の点検・評価

- ・ 実施状況の点検は、推進員が調査票により行い、推進責任者に報告します。
- ・ 推進責任者は、所属の実施状況の調査結果を毎年5月末までに担当部署へ提出します。
- ・ 担当部署は、調査結果をもとに、数値目標との比較や、取り組みの達成状況等により評価を行い、庁議に報告します。

3 改善に向けての見直し

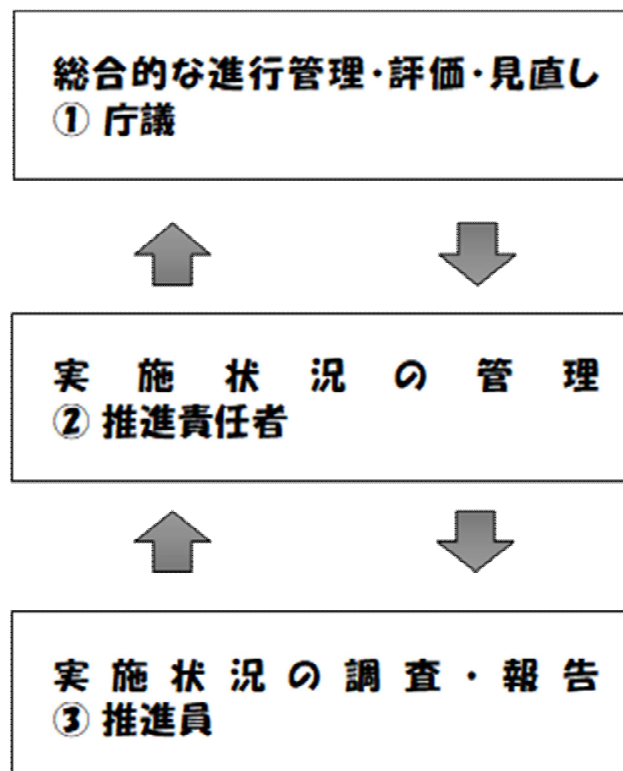
庁議は、点検結果の評価を踏まえ、本計画をより良いものとするため、必要に応じて目標や取り組みについて見直しを行います。

4 実施状況の公表

法第21条第10項に基づき、温室効果ガスの排出量及び削減への取り組み状況については、毎年1回、その数値を広報紙及びホームページ等で公表します。

5 推進・点検に関するPDCAサイクル

【推進・点検体制】



【推進・点検に関する PDCA サイクル】

